

第71回税理士試験【第一問】

〔第一問〕 － 50 点 －

問 1 次の設例に基づき、以下の(1)及び(2)の間に答えなさい。

〔設例〕

甲(日本国籍有)は、平成 19 年 6 月から令和 3 年 5 月までの間、米国に住所を有していたが、令和 3 年 6 月から東京都に住所を有している。

甲が、令和 3 年中に贈与により取得した財産は次のとおりである。

- 1 令和 3 年 4 月に、父から米国国債(評価額 1,000 万円)と東京都内に所在する土地(評価額 2,000 万円)の贈与を受けた。なお、父は、米国に住所を有し、当該贈与の前 10 年以内ににおいて日本国内に住所を有したことがない者である。
- 2 令和 3 年 7 月に、父から米国に本店が所在する会社の株式(評価額 500 万円)の贈与を受けた。
- 3 令和 3 年 9 月に 祖父から現金 1,000 万円(日本国内の金融機関の祖父名義の預金から出金されたもの)の贈与を受けた。なお、祖父は日本国内に住所を有している。

- (1) 相続税法における住所の意義について説明しなさい。
- (2) 甲の令和 3 年分の贈与税の課税価格について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

問 2 次の設例に基づき、以下の間に答えなさい。

〔設例〕

令和 3 年 4 月に個人 A(居住者)は、自らが理事長を務める持分の定めのない B 法人(国内法人)に対し事業資金として 1 億 2 千万円の贈与を行った。

同月、B 法人は、当該資金を原資に長年 B 法人の理事を務める個人 C から D 土地を購入した。D 土地を B 法人が購入した時における時価は 5,000 万円、購入対価は 1 億円であった。この購入対価は、時価に照らして不相当に高額であり、B 法人は C に対して特別の利益を与えていると認められる。

〔問〕

A の行った事業資金の贈与に関し、どのような贈与税の課税関係が考えられるか、関連する条文とその趣旨に触れつつ説明しなさい。

TAC・上級演習第 7 回【第一問】

< T A C > 無断複写・複製を禁じます (税 21)

相上⑦

〔第一問〕 － 50 点 －

問 1 国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等(租税特別措置法第 70 条)について、①適用要件、②適用手続き及び③当該非課税措置について相続税の申告後に注意しなければならない点について説明しなさい。

ただし、相続税の申告期限後に行わなければならない手続き及び贈与等を受けた先の具体的な範囲については、説明を要しない。

問 2 A は、持分の定めのない法人 X に財産を贈与した。この贈与財産の利用により、法人 X の理事である B が特別の利益を受け、B の税負担を不当に減少させることとなった。

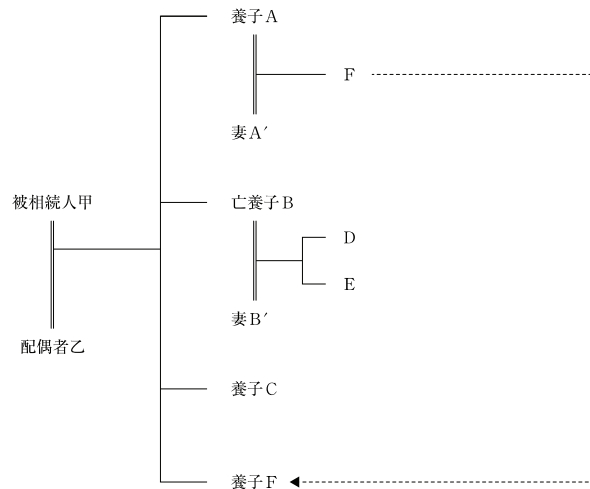
以上に基づいて、次のそれぞれの場合に適用される相続税法上の租税回避防止のための規定について説明しなさい。

- (1) B が A の親族その他これらの者と特別の関係がある者に該当する場合
- (2) B が A の親族その他これらの者と特別の関係がある者に該当しない場合

第71回税理士試験【第二問】

【資料 1】

- 被相続人甲は、令和 3 年(2021 年)4 月 25 日に自宅で死亡し、相続人等は全員同日中にその事実を知った。
- 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



- (注 1) 被相続人甲は、昭和 8 年(1933 年)3 月 24 日生まれで、相続開始時において、日本国籍を有する者であり、日本国内に住所を有していた。なお、生前において日本国外に住所を有していたことはない。また、配偶者乙は、昭和 17 年(1942 年)6 月 22 日生まれである。
- (注 2) 相続人等は、特に記載がある者を除き、相続開始時において全員が 20 歳以上である。なお、相続人等は、被相続人甲に係る相続開始時において、全員が日本国籍を有し、日本国内に住所を有していた。
- (注 3) 被相続人甲と配偶者乙は、昭和 36 年(1961 年)11 月 22 日に婚姻した。
- (注 4) 養子 A は、生まれてすぐに、被相続人甲及び配偶者乙と適法に普通養子縁組をしている。
- (注 5) 亡養子 B が被相続人甲及び配偶者乙と養子縁組をしたのは、平成 16 年(2004 年)1 月 10 日である。
- (注 6) 亡養子 B の子 D は平成 15 年(2003 年)6 月 15 日、亡養子 B の子 E は平成 16 年(2004 年)12 月 6 日に生まれている。

- (注 7) 亡養子 B は、平成 29 年(2017 年)6 月 28 日に死亡しているが、亡養子 B の死亡についての相続税の課税関係は生じていない。
- (注 8) 養子 C は、昭和 46 年(1971 年)10 月 10 日生まれで、一般障害者に該当する。養子 C は生まれてすぐに被相続人甲及び配偶者乙と適法に普通養子縁組をしている。
- (注 9) 養子 A の子 F は、平成 27 年(2015 年)6 月に被相続人甲及び配偶者乙と適法に普通養子縁組をしている。

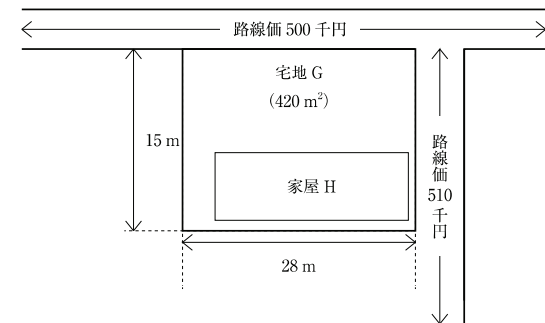
- 3 被相続人甲の遺産等(財産の所在は、すべて日本国内である。)に関して判明している事項は次の(1)～(12)のとおりである。なお、被相続人甲の遺産のうち(1)～(8)及び(11)については、甲が適法な手続により作成した公正証書遺言により、それぞれ次のとおり受遺者に遺贈されており、受遺者はいずれも遺贈の放棄をしていない。(10)及び(12)については、共同相続人間で、適法に分割協議が行われた。

全ての受遺者は申告期限において、その取得した宅地及び建物(権利を含む)を所有している。なお、宅地及び建物は全て、借地権の設定に際しその設定の対価として通常権利金その他の一時金を支払う取引の慣行のある地域に所在し、借地権割合は 70 %、借家権割合は 30 %である。また、被相続人甲は、不動産の貸付けを事業的規模では行っていない。

- (1) 宅地 G 及び家屋 H は、配偶者乙と養子 C が取得する。

配偶者乙は、家屋 H に係る配偶者居住権を配偶者乙の終身に渡る期間取得し、養子 C は、これら不動産(宅地 G 及び家屋 H)の所有権を取得する。

宅地 G (420 m²) は、路線価地域(繁華街地区)に所在し、その地形等は以下のとおりである。宅地 G は、家屋 H の敷地として使用されている。



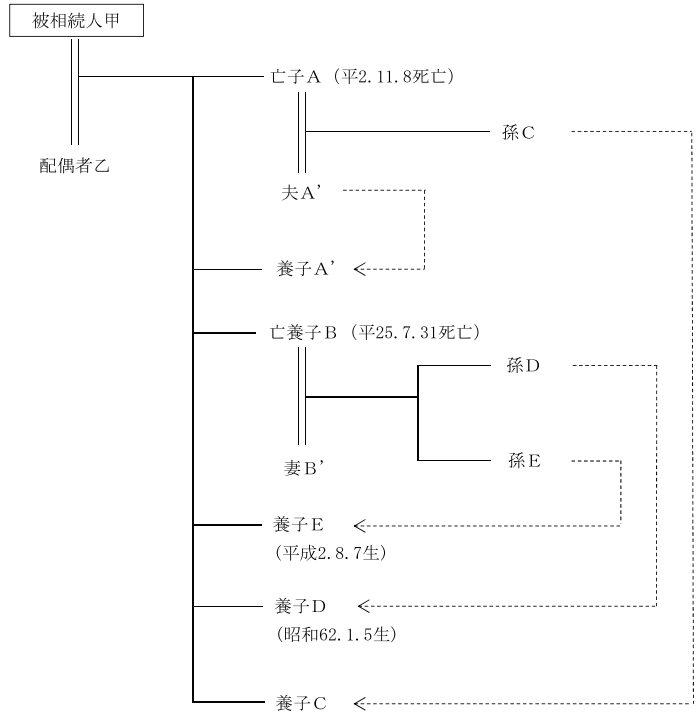
TAC・直前予想答練第3回【第二問】

<TAC>無断複写・複製を禁じます(税21)

相直予答③

【資料1】

- 1 被相続人甲は、令和3年5月3日、埼玉県の自宅で病死し、相続人等は全員同日中にその事実を知った。
- 2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



- (注) 1 被相続人甲は、相続開始時において日本国籍を有する者であり、生前に日本国外に住所を有したことはない。相続人等もすべて相続開始時において日本国籍を有する者であり、日本国外に住所を有したことはない。
- 2 被相続人甲は、昭和10年3月28日生まれであり、相続人等で生年月日の表示のない者はすべて20歳以上(被相続人甲の相続開始時)である。
- 3 相続開始時において、子A及び養子Bは死亡している。

<TAC>無断複写・複製を禁じます(税21)

相直予答③

- 4 被相続人甲及び配偶者乙は、次のとおりそれぞれの者と適法に養子縁組をしている。
- 昭和63年1月 養子B
- 平成5年6月 子Aの夫A'及び孫C
- 平成12年7月 孫D及び孫E
- 5 養子D及び養子Eは、被相続人甲の死亡に係る相続について家庭裁判所に申し、適法に相続の放棄をしている。

- 3 被相続人甲の遺産等(財産の所在は、いずれも日本国内にある。)を取得した相続人等の相続税に係る純資産価額(相続又は遺贈により取得した財産の価額から債務及び葬式費用を控除した金額。)は、次の4以下に掲げられているものを含めて次のとおりである。

相続人等	純 資 産 価 額
配偶者乙	250,618,690円
養子A'	15,499,900円
養子C	42,917,550円
養子D	77,540,000円
養子E	65,811,270円
合 計	452,387,410円

- 4 被相続人甲が適法な手続により作成した公正証書遺言の内容の一部は次のとおりであり、各財産は遺言書に基づき受遺者に遺贈されている。なお、受遺者はいずれも遺贈の放棄をしていない。

- (注) 1 宅地等及び家屋は、すべて借地権割合70%、借家権割合30%である地域(都市計画区域内)に所在するものとし、被相続人甲の遺産に宅地F、宅地H及び宅地I以外の宅地等はない。なお、宅地等の評価において、地積規模の大きな宅地を考慮する必要はない。
- 2 源泉徴収されるべき所得税等の額を計算する必要がある場合の率は、上場株式(配当)は20.315%とする。
- 3 株式を取得した者は、課税時期においてその株式に関する権利が生じている場合には、その権利も取得するものとする。
- 4 相続税の納税猶予は考慮不要である。

第71回税理士試験【第二問】

(注7) 亡養子Bは、平成29年(2017年)6月28日に死亡しているが、亡養子Bの死亡についての相続税の課税関係は生じていない。

(注8) 養子Cは、昭和46年(1971年)10月10日生まれで、一般障害者に該当する。養子Cは生まれてすぐに被相続人甲及び配偶者乙と適法に普通養子縁組をしている。

(注9) 養子Aの子Fは、平成27年(2015年)6月に被相続人甲及び配偶者乙と適法に普通養子縁組をしている。

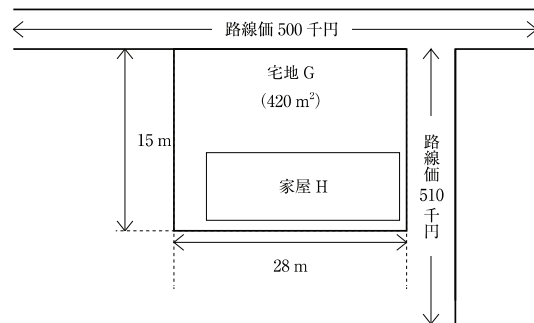
3 被相続人甲の遺産等(財産の所在は、すべて日本国内である。)に関して判明している事項は次の(1)～(12)のとおりである。なお、被相続人甲の遺産のうち(1)～(8)及び(11)については、甲が適法な手続により作成した公正証書遺言により、それぞれ次のとおり受遺者に遺贈されており、受遺者はいずれも遺贈の放棄をしていない。(10)及び(12)については、共同相続人間で、適法に分割協議が行われた。

全ての受遺者は申告期限において、その取得した宅地及び建物(権利を含む)を所有している。なお、宅地及び建物は全て、借地権の設定に際しその設定の対価として通常権利金その他の一時金を支払う取引の慣行のある地域に所在し、借地権割合は70%、借家権割合は30%である。また、被相続人甲は、不動産の貸付けを事業的規模では行っていない。

(1) 宅地G及び家屋Hは、配偶者乙と養子Cが取得する。

配偶者乙は、家屋Hに係る配偶者居住権を配偶者乙の終身に渡る期間取得し、養子Cは、これら不動産(宅地G及び家屋H)の所有権を取得する。

宅地G(420 m^2)は、路線価地域(繁华街地区)に所在し、その地形等は以下のとおりである。宅地Gは、家屋Hの敷地として使用されている。



TAC・直前予想答練第2回【第二問】

<TAC>無断複写・複製を禁じます(税21)

相直予想②

(4) 家屋H(120 m^2)は、配偶者乙が取得する。

この家屋は上記(1)の宅地Eの上に建てられているもので、固定資産税評価額は16,000,000円である。なお、この家屋は、被相続人甲が平成25年から賃貸借契約により第三者に貸し付けていたもので、この家屋の貸付けについて、敷金の授受はなく、相続開始時における家賃の未収はない。

また、配偶者乙は、相続税の申告期限においてもこの家屋を賃貸借契約により第三者に貸し付けている。

(5) 家屋I(110 m^2)の所有権は子Aが取得し、配偶者居住権は配偶者乙が取得する。

この家屋は上記(2)の宅地Fの上に建てられているもので、固定資産税評価額は15,000,000円である。なお、この家屋は、被相続人甲及び配偶者乙が居住しており、相続開始後は配偶者乙のみが居住している。

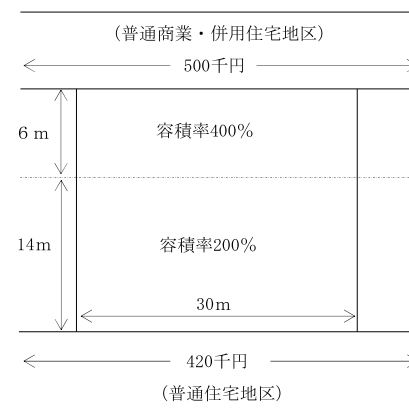
また、家屋Iは平成24年11月10日に建築された木造建物であり、法定耐用年数は22年、配偶者居住権の存続年数は配偶者乙の終身として設定された。

(6) 宅地J(600 m^2)は、配偶者乙が取得する。

この宅地は、路線価地域に所在し、その地形等は次のとおりである。

なお、この宅地は、相続開始時において空地となっている。

また、配偶者乙は相続税の申告期限までに宅地Jを東京都に50,000,000円で譲渡している。



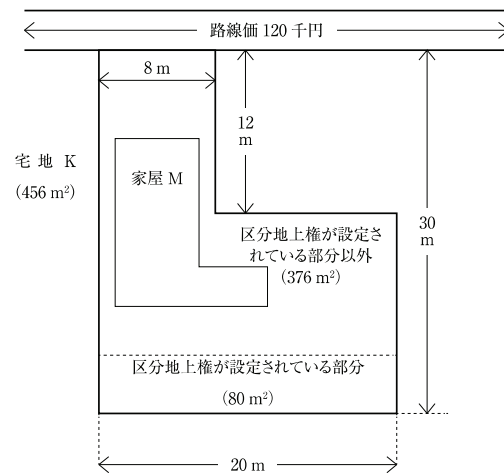
第71回税理士試験【第二問】

- (3) 家屋 J における被相続人甲の持分は、養子 C が取得する。

家屋 J (固定資産税評価額 10,000,000 円) は、前述の(2)の宅地 I の上に存する建物である。被相続人甲と養子 C は、この宅地の上に、共有(持分は被相続人甲 2 分の 1、養子 C 2 分の 1 である。)で家屋 J を建て、これを賃貸借契約により 2 人の名義で、平成 25 年 3 月から、第三者に賃貸していた。ここから生じる不動産収入については、被相続人甲 50 %、養子 C 50 % の割合で按分し、所得税の確定申告を行っている。なお、養子 C から被相続人甲へ地代の支払いはなかった。また、養子 C は、被相続人甲の賃貸も引き継ぎ、引き続き不動産の貸付けを行っている。

- (4) 宅地 K は、養子 A が取得する。

宅地 K (456 m²) は、路線価地域(普通住宅地区)に所在し、その地形等は次のとおりであり、地積 456 m²のうち、80 m²には、L 市によって下水管理設敷を目的として区分地上権が設定されている。宅地 K の全部が、後述の(5)の家屋 M の敷地として使用されている。



TAC・実力完成答練第 6 回【第二問】

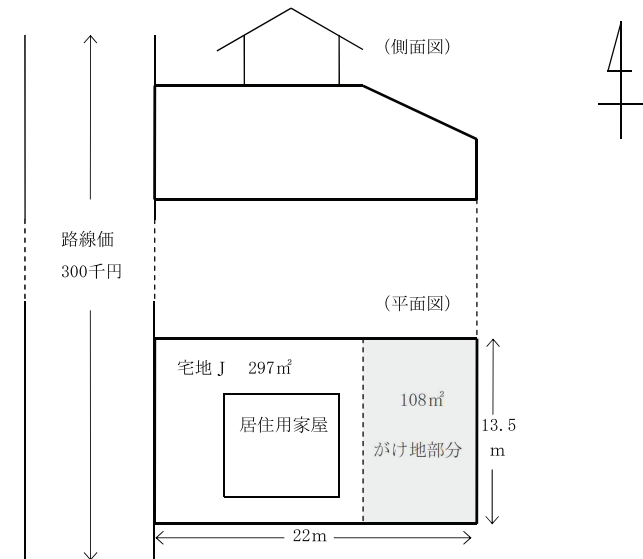
< T A C > 無断複写・複製を禁じます (税 21)

相実完答⑥

- (1) 宅地 J (297 m²) 及び建物 (被相続人甲が令和 2 年 5 月まで居住の用に供していた建物。以下「居住用家屋」という。) は、配偶者乙が取得する。

宅地 J は、路線価地域 (普通住宅地区) に所在し、その地形等は次のとおりである。

居住用家屋には、令和 2 年 5 月まで被相続人甲、配偶者乙及び妻 A' が居住していたが、令和 2 年 6 月、被相続人甲は介護 (介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている。) が必要となったため、配偶者乙とともに社会福祉法人 H 会が運営する老人ホーム I に入居することとなった。この居住用家屋には、被相続人甲及び配偶者乙が老人ホーム I に入居して以降、妻 A' が一人で居住しているが、被相続人甲との間で家賃等の授受はない。この居住用家屋の固定資産税評価額は、5,000,000 円である。



- (2) 宅地 K (480 m²) 及び建物 L (持分 2 分の 1) は、妻 A' に遺贈された。

宅地 K は、路線価地域 (普通商業・併用住宅地区) に所在し、その地形等は次のとおりである。

建物 L は 2 階建ての賃貸用アパートで、平成 23 年 2 月から相当の対価で第三者に貸付けており、相続開始の時ににおいて全室賃貸していた。また、この建物 L は妻 A' との共有で、妻 A' の持分は 2 分の 1 であるが、被相続人甲との間で地代の授受はなかった。

建物 L の固定資産税評価額は建物全体で 10,000,000 円であり、相続税の申告期限において宅地 K 及び建物 L の利用状況に変更はない。

第71回税理士試験【第二問】

(5) 家屋Mは、養子Aが取得する。

家屋M(固定資産税評価額 22,000,000 円)は、前述の(4)の宅地Kの上に存する 2 階建ての建物である。被相続人甲は、平成 31 年 2 月 10 日から家屋Mの全てを自己が営む事業の用に供していた。なお、養子 A は、相続開始時から相続税の申告期限までの間に被相続人甲の事業を引き継いだが、甲の事業を全体の 40 %に縮小し、60 %は他の事業(不動産貸付業等以外の事業である。)に転業している。養子 A は、相続税の申告期限において引き続きこの宅地を事業の用に供している。

(6) 家屋Mの附属設備Nは、養子Aが取得する。

この附属設備は、上記(5)の家屋Mと構造上一体となっている給排水設備及び電気設備であり、その調達価額は 3,400,000 円である。

(7) O社の株式 20,000 株は、Eが取得する。

この株式は、東京証券取引所の第一部に上場されている株式で、その価格等の状況は次のとおりである。なお、O社の事業年度は 1 年である。

イ 課税時期前後の株式の最終価格

① 4 月 23 日の最終価格	845 円
② 4 月 24 日から 4 月 25 日まで	取引なし
③ 4 月 26 日の最終価格	835 円

ロ 毎日の最終価格の月平均額

① 令和 3 年 4 月の毎日の最終価格の月平均額	895 円
② 令和 3 年 4 月 1 日から 13 日までの毎日の最終価格の月平均額	960 円
③ 令和 3 年 4 月 14 日から 30 日までの毎日の最終価格の月平均額	831 円
④ 令和 3 年 3 月の毎日の最終価格の月平均額	952 円
⑤ 令和 3 年 2 月の毎日の最終価格の月平均額	961 円

ハ 株式の無償交付の基準日 令和 3 年 4 月 16 日

ニ 株式の無償交付数 1 株につき 0.2 株

ホ 権利落の日 令和 3 年 4 月 14 日

ヘ 株式無償交付の効力発生日 令和 3 年 6 月 16 日

TAC・上級演習第 5 回【第二問】

< T A C > 無断複写・複製を禁じます (税21)

相上⑤

(9) H 社の株式は、夫 A'へ90,000株、子 Cへ10,000株をそれぞれ遺贈する。

この株式の評価に必要な資料は、次のとおりである。

- ① 取引相場のない株式であり、その評価上の区分は、中会社 (L の割合 0.90) である。
- ② H 社の資本金等の額は 2 億円、発行済株式総数は 400,000 株 (すべて普通株式であり、議決権は 100 株につき 1 個とする。) であり、株主の構成 (相続開始直前の状況である。) は、次のとおりである。

被相続人甲	100,000 株	他人戊グループ	100,000 株
他人丁グループ	100,000 株	他人己グループ	100,000 株

③ 類似業種の比準要素の金額は、次のとおりである。

類似業種の株価	350 円
令和 3 年の類似業種の 1 株当たりの配当金額	2.8 円
令和 3 年の類似業種の 1 株当たりの年利益金額	18 円
令和 3 年の類似業種の 1 株当たりの純資産価額 (帳簿価額)	151 円

④ H 社の比準要素は、次のとおりである。

直前期末以前 1 年間における配当金額	0 円
直前々期末以前 1 年間における配当金額	8,000,000 円
直前期末以前 1 年間における利益金額	124,000,000 円
直前々期末以前 1 年間における利益金額	130,000,000 円
直前期末における純資産価額 (帳簿価額)	1,200,000,000 円
直前々期末における純資産価額 (帳簿価額)	1,240,000,000 円

⑤ 課税時期における H 社の 1 株当たりの純資産価額 (相続税評価額) は、5,719 円である。

⑥ 夫 A' は、相続税の申告期限までに H 社の役員に就任してるが、子 C は就任していない。

(10) J 社の株式 10,000 株は、子 C へ遺贈する。

この株式は、東京証券取引所の一部に上場されている株式で、その株価等の状況は、次のとおりである。

- ① 課税時期 (2 月 8 日) の最終価格 1,160 円
- ② 毎日の最終価格の月平均額
- | | |
|-----------------------------------|---------|
| 令和 3 年 2 月の毎日の最終価格の月平均額 | 1,090 円 |
| 令和 3 年 1 月の毎日の最終価格の月平均額 | 1,540 円 |
| 令和 3 年 1 月 1 日から 25 日までの最終価格の平均額 | 1,580 円 |
| 令和 3 年 1 月 26 日から 31 日までの最終価格の平均額 | 1,070 円 |
| 令和 2 年 12 月の毎日の最終価格の月平均額 | 1,520 円 |
- ③ 株式分割 (無償交付) の基準日 令和 3 年 1 月 27 日
- ④ 株式分割 (無償交付) の方法 1 株を 1.5 株に分割
- ⑤ 株式の交付日 令和 3 年 3 月 31 日
- ⑥ 権利落の日 令和 3 年 1 月 26 日